

生徒証

横浜市立日野南中学校

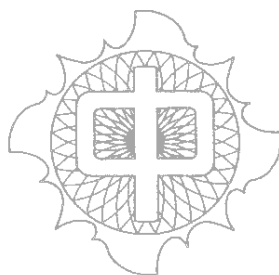
生徒証の取扱いについて

- (1) 生徒証は本校生徒の身分を証明するものですから、登校の際には必ず携帯してください。
- (2) 生徒証は学校生活に欠かせない大切なものです。取扱いには十分注意し、大いに活用してください。
- (3) 生徒証を紛失した際には、学級担任を通じて再交付を、願い出てください。その時は、実費を徴収します。

【学校教育目標】

「いのち、ふれあい、たくましさ」

- 命を大切にし、健やかに生きていく力を育みます。【体】
- 思いやりの心を持ち、自他を尊重する態度を育みます。【徳】
- 進んで学び、自ら判断する力を育みます。【知】
- 社会に目を向け、みらいを切り開いていく力を育みます。【公・開】



校章の由来

本校が創立された昭和 54 年に港南区制 10 周年を記念して区の花がヒマワリと決まりました。そのヒマワリと太陽の炎がつくる健康と若いエネルギーを燃やす情熱を表しています。

横浜市立日野南中学校校歌

作詩 大内 久世

作曲 平井哲三郎

1. 開けし山と街並の 映え合うところ 日野の丘

学びの窓に 若き瞳の輝きあり

今こそ求めん 真理の道を

日野南ああ あつき炎を心に染めて

共に目指さん 確かな今日を

2. あふるる陽光と峻風の通えるところ 日野の丘

学びの庭に 若き力の鼓動あり

今こそ競わん 技と理想を

日野南ああ あつき炎を心に染めて

共に築かん 明るい明日を

3. 果てなき空と木の緑

目にしむところ 日野の丘

学びの窓に 友との固き誓いあり

今こそ語らん 青春の時を

日野南ああ あつき炎を心に染めて

共に進まん 広き未来へ

横浜市立日野南中学校 校歌

大内 久世 作詞

横浜市立日野南中学校校歌制定委員会制作

平井哲三郎 作曲

1. ひらけしやーま とまちなみの はえ
あうところ ひののおかま
なびのまどに わかきひとみのか
がやきあり いまこそもとめん
まことのみちーを ひのみなみ ああ あ
つきほのおを ところにそめてと
もにめざさん たしかなきょうを

目次

学校教育目標・校章の由来

校歌

沿革

生徒会会則

生徒会組織機構図

生徒会役員選挙規定

生活のきまり

図書館の利用

校舎配置図

校時表

部活動終了・下校時刻

気象警報発表時および地震発生等における地震発生

クロムブック使用上のルール

Google アカウント

沿革

昭和 53.9.	港南中学校日野方面校新築工事着工
昭和 54.4. 1	創立，横浜市立日野南中学校と称す 切通清臣初代校長着任
昭和 54.4.2	開校式挙行 港南中学校に同居
昭和 54.4.5	始業式、第一回入学式挙行
昭和 54.6.5	新校舎へ移転
昭和 54.6.9	新校舎落成式
昭和 54.11.5	校章が制定
昭和 54.11.30	標準服が制定
昭和 56.11.27	校庭整備完了
昭和 57. 10. 30	校歌制定
昭和 58.9.	小島健一郎第二代校長着任
昭和 59.6.4	創立 5 周年記念式典挙行
昭和 60.4.1	生出久雄第三代校長着任
昭和 63.4.1	上坂忠第四代校長着任
平成元.6.3	創立 10 周年記念式典挙行
平成 5.4	荒井法子第五代校長着任
平成 6.12. 22	特殊学級教室、コンピューター教室新設工事完了
平成 9.4.1	楠仁第六代校長着任
平成 10. 11.21	創立 20 周年記念式典
平成 11.4. 1	篠原規夫第七代校長着任
平成 12. 11.	教育相談室・保健相談室・事務室・印刷室改修工事完了
平成 13.9.16	照明設置工事完了
平成 13.11.8	視聴覚室工事完了
平成 13.12.25	特殊学級教室工事
平成 13.8.31	外壁塗装工事
平成 13.4. 1	個別支援学級開級（5・6組）
平成 13.7	市民図書室開設
平成 14.11.	昼食弁当販売開始
平成 16.1.23	トイレ改修工事完了
平成 16.4. 1	二学期制開始
平成 16.8.	校舎内照明設備改修工事
平成 16.11.	ネットデイ、校内 LAN 設備
平成 17.4. 1	畠山崇第八代校長着任
平成 17. 9. 12	耐震補強工事完了
平成 17.12.13	揚水管改修工事完了
平成 18.3.	屋上防水工事
平成 19.3.1	門扉交換工事
平成 20.11.8	創立 30 周年記念式典
平成 22.4.1	植田敬久第九代校長着任
平成 23.3.	防球ネット拡大工事完了
平成 24.9	教室空調設置工事完了
平成 25.8	外壁改修工事完了
平成 26.4.1	山我智康第十代校長着任
平成 27.7.	特別教室空調設置工事完了
平成 27. 12.	エレベーター、多目的トイレ設置工事完了

平成 29.4.1	赤堀国和第十一代校長着任
平成 30. 10.	創立 40 周年記念式典
令和 2.4.1	住本宏第十二代校長着任
令和 3. 5.	特別支援教室（ひまわり教室）開設
令和 4. 4. 1	松本麻理子第十三代校長着任

横浜市立日野南中学校生徒会々則

第I章 総則

第1条（名称） 本会は横浜市立日野南中学校生徒会と称する。

第2条（会員） 本会は横浜市立日野南中学校に在学する生徒によって構成され、会員は皆平等である。

第3条（目的） 本会は会員ひとりひとりが自覚と責任をもって行動し、自主的態度と協調心を高め、よりよい個人の成長と学校全体の向上を図ることを目的とする。

第II章 総会

第4条、生徒総会は全会員をもって構成される。本会の最高決議機関である。

第5条 総会は年1回開会する。但し、会長が必要であると認めた時、又は全会員の3分の1以上の要求があった時、執行委員会にはかり、これを開くことができる。

第6条 総会は次の仕事を行う。

1. 予算の決定
2. 会則の決定
3. その他重要なこと

第III章 執行委員会

第7条 執行委員会は本会役員をもって構成される。

本委員会は次の仕事を行う。

1. 本会活動の基本方針を立案し、その徹底をはかる。
2. 本会の円滑な運営をはかる。
3. 予算委員会を組織し、予算案を作成する。
4. 規律の立案、改正を検討する。

第IV章 評議委員会

第8条 評議委員会は総会につぐ決議機関で毎月定例会議を開く。

第9条 評議委員会は各学級、各専門委員会、および執行委員をもって構成される。部活動の代表者は特別なときだけ出席することもある。また、議決権は学級代表だけがもつ。本委員会は、次の仕事を行う。

1. 生徒会活動全般にわたる問題の審議。
2. 必要ある場合は特別委員会を設ける。

第V章 役員

第10条 本会役員は会長1名、副会長2名、役員5名とする。役員任期・選挙については別に定める役員選挙規定による。

第11条 役員は次の仕事を行う。

1. 会長は本会を代表し、本会の運営に関する権限を有して会務を行う。
2. 副会長は会長を助け、会長不在の時はその仕事を代行する。
3. 役員は本会の運営に必要な記録及び書類の保管、会計事務を行う。また、会長を助ける。

第IV章 学級の生徒会活動

第12条 生徒会活動と学級活動は、相互の交流と調和のもとに推進する。

第VII章 生徒会学級役員

第13条 学級には生徒会との関連において、次の委員を置く。

- 学年学級委員（評議委員1名、学級委員男女2名）
- 生活委員（2名）
- 保健委員（2名）
- 図書委員（2名）
- 視聴覚委員（2名）

第14条 学級の各委員の任期は6ヶ月とする。

第VIII章 学級委員会

第15条

- ① 本会は各学級より選出された評議・学級委員をもって構成される。各学年に長をおき、学年行事の企画・運営、学年の諸問題等について話し合い、解決を図る。
- ② 各学年の会員はその学年3分の1の同意を得、執行委員会に要請し、学年生徒会を開くことができる。

第IX章 専門委員会

第16条 本会には各学級より選出された委員をもって構成される次の専門委員会をおきそれぞれ長をおく。

生活委員会・保健委員会・図書委員会・視聴覚委員会

第17条 各専門委員会は毎月1回定例会議を開き、主に次の仕事を行い、その徹底をはかる。

① 生活委員会

<主存活動>

- ・あいさつ運動（毎週水曜日朝）
※テスト3日前を除く
- ・ごみ捨て活動（毎週金曜日朝）
※テスト3日前を除く
- ・ペットボトル回収（専門委員会の日とBOXにたまってきたら必要に応じて）
- ・薬物乱用防止キャンペーン（年1回）
- ・防犯サミット（区内各校でテーマを決め、それに基づいた活動を行い発表する。）
6月 テーマ決定
7月 中間報告
11月 報告会
- ・クラスの状況の確認（専門委員会の日）
- ・いじめ、暴力防止キャンペーン→クラスへの呼びかけ（ポスター作りなど）

② 保健委員会

1. 健康で安全な学校生活の推進。
2. 校内美化運動の推進。
3. 清掃の点検活動や用具の整理。
4. その他委員会として必要な仕事。

③ 図書委員会

1. 図書室の整理・整頓。
2. 図書の閲覧・貸出・返却の事務。
3. 学級内の図書の仕事、読書意欲の商発。
4. その他委員会として必要な仕事。

④ 視聴覚委員会

1. 昼食時の放送担当。
2. 学校行事等で視聴覚機器の操作を行う。
3. その他委員会として必要な仕事。

第X章 会計

第18条 会員は会費として所定の金額を納入する。

第19条 本会の予算は各部門からの要求に基づき、予算委員会が調整し、評議委員会の議を経て総会の承認を得る。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第21条 会計監査については別に定める。

第XI章 弔慰金・見舞金

第22条 本会員・その保護者・職員が死亡した場合は弔慰金（1万円）をおくる。

第23条 本会員で、病気または事故により、長期休養、もしくは、天災等により、災した場合は見舞金をおくる。

第XII章 顧問

第24条 本会は学校長の承認、並びに顧問の助言と指導のもとに運営する。

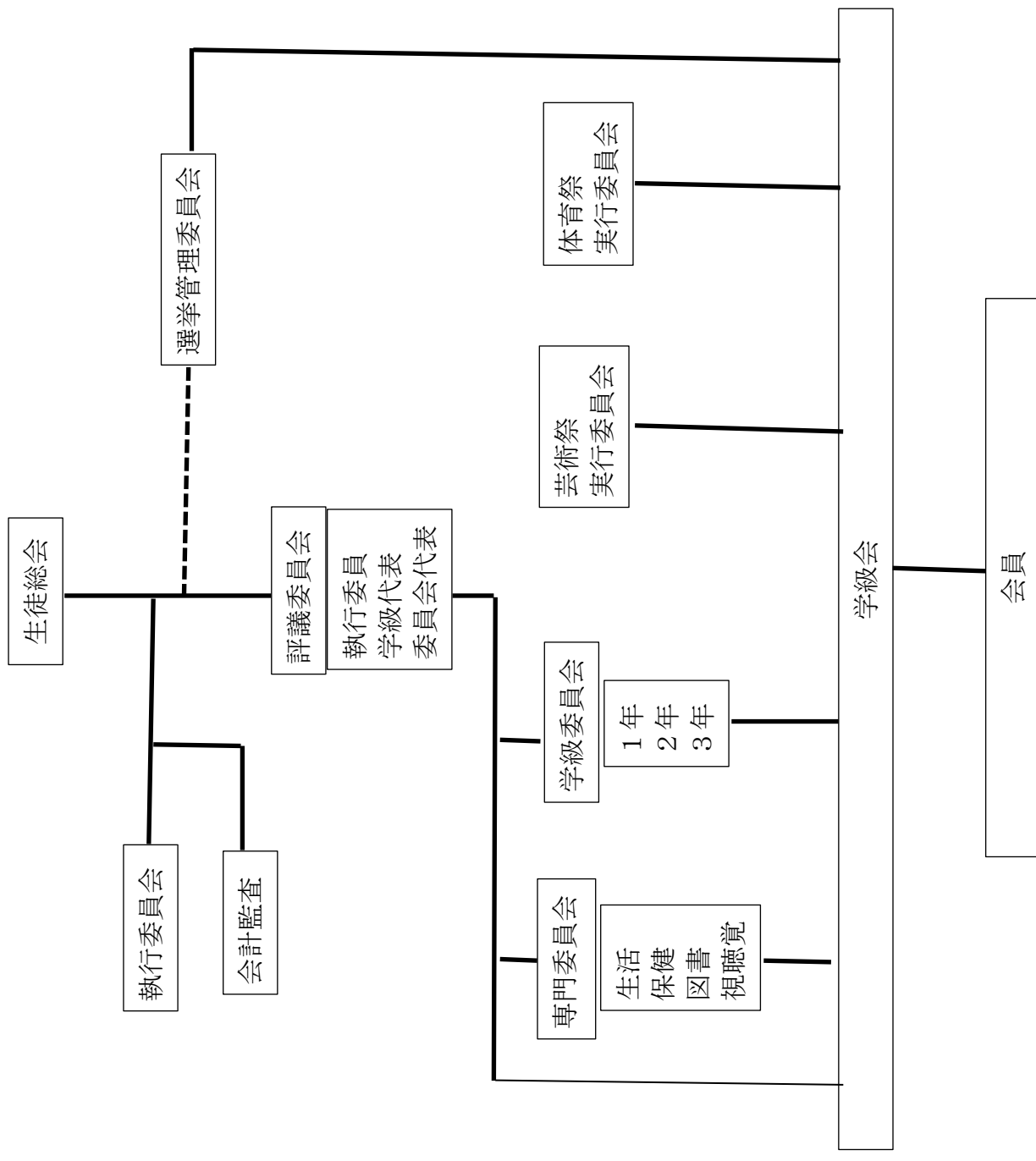
第XIII章 改正

第25条 本会則は評議委員会の議を経て総会で出席会員の3分の2以上の承認を得て改正される。

（平成13年6月一部改正）

（平成24年6月一部改正）

（令和3年11月一部改正）



生徒会役員選挙規定

第Ⅰ章 総則

第1条 この選挙規定は生徒会会則（以下本則という）第4章第9条に規定された役員を選出するために適用するものである。

第Ⅱ章 立候補の資格

第2条 2年生ならば会長，副会長，書記，会計に立候補することが出来る。但し立候補者は一つに限って立候補することが出来る。

第3条 1年生ならば副会長，書記，会計に立候補できる。

第4条 3年生は立候補の資格がない。

第5条第2条，第3条に掲げた者は10名以上の推せん者を得なければならない。

第6条 選挙管理委員に任命されたものは立候補の資格はない。もし立候補する場合には、その職をやめなければならない。また、該当する学級で代理を任命しなければならない。

第Ⅲ章 当選者の決定

第7条

第1項 会長職

開票の結果得票数を得た者のうちから最高点の者に決定する。

第2項 副会長職

高点順に2年生立候補者中より1名，1年生立候補者より1名をもって当選者とする。

第3項 役員

高点順に2年生立候補者中より2名，1年生立候補者中より3名をもって当選者とする。

第8条 立候補者が定員を超えなかった場合には信任投票を行う。

第Ⅳ章 役員任期及び補欠

第9条 役員任期は1月1日から12月31日をもって満了とする。

第10条 役員に欠員を生じた場合には、選挙管理委員会が第7条の規定を準用して当選人を定めなければならない。

第Ⅴ章 選挙運動

第1条 第6条に規定されたものは、選挙運動はできない。

第12条 立候補の届出を完了し、決められた期間，場所，時間等で行う。

第Ⅵ章 罰則

第13条 第11条及び第12条に違反した場合には、その該当立候補者の立候補の資格を取り消すことが出来る。

第Ⅶ章 補則

第14条 役員選挙管理及び選挙事務はすべて各学級より選出された選挙管理委員会によって行われる。

第15条 この規定の改廃は評議委員会の3分の2以上の同意を得て行われる。

第16条 この規定は昭和54年6月15日より効力を有する。

(平成12年2月一部改正)

(平成24年6月一部改正)

(令和3年11月一部改正)

生活のきまり

集団生活には、一定のきまりが必要です。友達や、家庭の間では約束事で済みますが、集団が大きくなると法律によって個人個人の生活が守られることとなります。学校でも同様、お互いが楽しく、伸び伸びと生活するためには、いくつかのきまりは必ず守らなければなりません。次に掲げたきまりが全てではありませんが、生活のリズムの柱にして常識ある判断のもとに楽しい学校生活を築いていきましょう。

1. 登下校

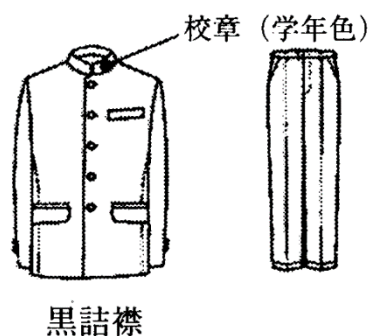
1. 交通マナーをしっかり守り、人に迷惑をかけないようにしましょう。
(道いっぱい広がって歩いたり、他の歩行者などの妨げにならないなど)
2. 特に下校時は、できるだけ明るく人通りの多い、安全の確保ができる道から帰るようにしましょう。
3. 自転車通学は認めていません。
4. 登下校時の買い物や寄り道は原則認めていません。

2. 頭髪

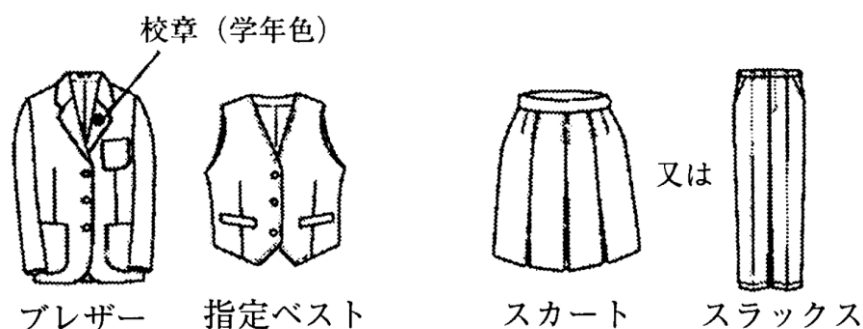
中学生らしい髪型とし、染髪や脱色は認めていません。

日野南中学校 標準服

標準服 タイプⅠ



標準服 タイプⅡ



3. 服装

◎標準服について

- ・シャツはズボンやスカートの中に入れます。
- ・Yシャツは第1ボタンのみ開けてよいこととします。
- ・市販のセーターやベストは年間を通して着用しても良いが、色は黒、白、紺、茶色、ベージュ、グレーとします。

※柄はワンポイント程度。ボーダー柄は着用できません。

- ・スカートの下にジャージやウィンドブレーカーをはくことは認めません。

式典・集会時の服装について

- ・夏季（5月～10月）は、タイプⅠはズボンとYシャツ、タイプⅡはスカート（又はスラックス）とYシャツに学校指定のベストを着用します。
- ・その他の季節（10月～5月）は、タイプⅠはズボンとYシャツに黒詰襟、タイプⅡはスカート（又はスラックス）とYシャツ、学校指定ベストにブレザーを着用し、ボタンは全て留めます。

※市販のセーターやベストを一番上に着た状態は認めません。

※式典では、スカートの下に黒タイツやレギンスは着用できません。

その他

◎登下校時着て良いもの

学校指定のジャージや学校指定のウィンドブレーカー（部活動ジャージ上下を含む）

◎校内で着て良いもの

学校指定のジャージやウィンドブレーカー、部活動ジャージは下のみ可とし、部活動時以外上着は着ることができません。ただし、保健体育の授業では学校指定のもののみ着用できるものとし、部活動ジャージは上下とも着ることができません。

◎10月から5月の間は、防寒を目的とするならば、次の服装を認めています。

- ・一番外側に学校指定のジャージを着るものとして、その中にパーカーやトレーナーを着用しても良いです。色などの指定はないが、あまり華美にならないようにしましょう。

◎標準服の中にパーカーやトレーナーを着用することは認めていません。

- ・登下校時は防寒着としてコートなどの着用をしても良い。また、校内ではコートなどを着用して過ごすことができません。

◎アクセサリ類は認められていません。

衣替えについて

【夏服】

○期日

6月1日から夏服となります。

5月いっぱい調整期間とします。

【冬服】

○期日

11月1日から冬服となります。

10月いっぱい調整期間とします。

【その他】

調整期間中はその日の天候や体調に合わせて、夏・冬服のどちらを着用してもかまいません。

4. 持ち物

◎学習に必要なものは持ってこないようにしましょう。

(貴重品・お金・遊び道具・危険なものなど)

- ・貴重品やお金を持ってきた場合は、朝のうちに必ず担任に預けましょう。
- ・学校内でのマンガ、雑誌の貸し借りや読むことを認めています。

※授業中にマンガを読んだ人がいた場合、そのクラスは、学校内では、読むことも貸し借りも、1か月間禁止とします。禁止期間中に再び違反が起きた場合は、その日からさらに1か月間禁止とします。

- ・携帯電話等の通信機器は、原則として持ち込み禁止とします。ただし、特別な事情があつて持ってこなければならない場合は、朝のうちに必ず担任に預け、帰りに受け取ります。

〈ルール違反をした場合〉

1回目

本人から携帯電話を預かり、事情を聴き、帰りに返却をします。保護者連絡をし、家庭でも話をしてもらいます。

2回目以降

本人から携帯電話を預かり、事情を聴きます。保護者連絡をし、来校していただくか家庭訪問をし、直接保護者へ返却をします。

図書館の利用

1.利用時間

原則として昼休みの間開館する（委員の指示に従うこと）。他の時間の利用は担当の先生の指示に従う。

2.貸出

貸出希望者は、貸出カウンターにて、当番の図書委員に「学年，クラス，出席番号，名前」を告げた後，貸出希望図書を提示し、所定の手続きをしてもらう。

3. 返却

貸出期間は、2週間以内とする。返却時は、貸出カウンターにある返却 **BOX** に返却図書をいれる。

閲覧者心得

1. 図書館では、静かに閲覧しましょう。
2. 図書館の本を勝手にもち出さないようにしましょう。
3. 返却日をきちんと守りましょう。
4. 本を大切に扱きましょう。
5. 館内は原則飲食禁止です。

6時間授業（通常50分）

朝学活	8：40～8：50
1校時	8：55～9：45
2校時	9：55～10：45
3校時	10：55～11：45
4校時	11：55～12：45
昼食	12：55～13：10
昼休み	13：10～13：30
5校時	13：35～14：25
6校時	14：35～15：25
帰り学活	15：30～15：35
清掃	15：35～15：50

5時間授業（通常50分）

朝学活	8：40～8：50
1校時	8：55～9：45
2校時	9：55～10：45
3校時	10：55～11：45
4校時	11：55～12：45
昼食	12：55～13：10
昼休み	13：10～13：30
5校時	13：35～14：25
帰り学活	14：30～14：35
清掃	14：35～14：50

- 委員会や係活動、部活動の朝練習の場合をのぞいて、8時20分より前には校舎に入ることはいけません。
- 8時40分の始業時刻に遅れると遅刻扱いになります。時間前に教室に入り自分の席に着くようにしましょう。
- 委員会や係活動、部活動がない場合は、清掃終了後にすみやかに下校しましょう。

部活動下校時刻

4月～8月	17：45終了18：00下校
9月・3月	17：30終了17：45下校
10月・2月	17：00終了17：15下校
11月～1月	16：45終了17：00下校

（部活動の朝練習開始時刻）
 7時00分より前には校地内に入らないこと。朝練習の活動開始は7時15分からです。

（部活動の再登校について）
 再登校の時間までは指定の場所で待機してください。

※校門前では通行の妨げにならないように注意しましょう。

気象警報発表時および地震発生等における登下校について

横浜市内に気象警報が発表された場合、生徒の安全を確保するため、次のように対応しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

	状態	学校の対応	備考
登 校 前	<p>午前6時の段階で、 横浜市内※1に 「暴風警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」 「特別警報」※2 「降灰予報」 が発表継続中の場合</p>	<p>全市一斉「臨時に休業」</p>	<p>この場合は原則として、学校からの連絡は行いません。</p>
		<p>○遠足、自然教室、修学旅行なども原則として延期・中止。但し、目的地に警報等が発表されておらず、出発を遅らせる等の措置により安全が確保できる場合等は、学校の判断により、実施する場合があります。</p>	<p>この場合は、学校より電話・またはプリント等にて連絡をします。</p>
	<p>午前6時の段階で、 横浜市内に 「暴風警報」を伴わない 「大雨警報」 「洪水警報」 が発表継続中の場合</p>	<p>平常通りに授業を実施します。 ※但し、通学路に危険がある場合は各ご家庭の判断で登校を見合わせて下さい。その際は、学校に電話連絡をお願いします。 (遅れて登校しても遅刻の扱いはしません)</p>	<p>この場合は原則として、学校からの連絡は行いません。</p>
登 校 後	<p>登校後に 「警報」・「降灰予報」 が発表された場合</p>	<p>学校で状況に応じて判断し、対応します。</p>	<p>状況により、適宜学校から連絡します。</p>

※1 「横浜市内に警報が発表されている場合」とは、「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」のいずれかに警報が発表されている状態を指します。

※2 「特別警報」については種類は問いません

市内で**震度5強**以上の地震が観測されたときは次のように対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

状況	学校の対応
<p>市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測された場合</p>	<p>原則として当日および翌日は休校です。登校後に発生した場合は、お子様は保護者へ引き渡すまで学校に留め置きます。</p>

長期休業期間中や休日の部活動についても、原則として同様の対応となります。但し、部活動や大会等の状況に応じて対応が異なる場合があります。その際は顧問から連絡をいたします。

クロムブック使用上のルールについて

1. 授業に関係のないことのために使用したり、調べたりしない。ゲームや動画視聴も禁止。
 2. 使わないときは、保管庫にしまう。
 3. 授業中に使用するときには、先生に伝える。
 4. クラスで決めた係が、パソコンがきちんと保管庫にしまわれているか確認する。
 5. 人のアカウントを使用したり、パソコンを使用したりしない。
 6. 私的な使用における写真撮影禁止。その他、授業にかかわることについての写真撮影は、担当の先生の許可があれば OK。
 7. 人の顔を撮影しない。見つけた場合はすぐに削除する。
 8. 授業に関係のない画像はダウンロードしない。
 9. 学校から借りているものなので、丁寧に扱う。シールを勝手にはがさない。
 10. 休み時間や、放課後に教室以外で使用しない。
- ただし、委員会や、授業などにかかわることで、教室外で使用する際は、担当の先生の許可を得ること。また、担当の先生がついた状況で行わなければならない。
11. 昼食を食べ終わったら、他の人に迷惑にならないように使用するのは OK。

Google アカウント

ユーザーID : _____.

@edu.city.yokohama.jp

パスワード : _____.

《注意事項》

ユーザーID 及びパスワードの管理について

- (1) この ID は、G Suite for Education にログインする際に本人を識別するための ID です。この ID を使用して、G Suite for Education のサービスを利用することができます。
- (2) ユーザー ID 及びパスワードは利用者本人が責任をもって管理し、他の用途には使用しないでください。
- (3) パスワードの紛失・漏えいには十分注意してください。パスワードを紛失した場合等は、速やかに学年の先生に連絡してください。

不許
複製

発行者 横浜市立日野南中学校
横浜市港南区港南台四丁目 3 7 - 1

(注意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。
- (3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (4) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、または卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。